６）橋梁形式が、アーチ系橋梁、斜張橋又は吊り橋の鋼橋の工事。

ただし、上記５）及び６）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「奥瀞道路（３期）３号橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年１月21日

国立大学法人山形大学

医学部附属病院長　土谷　順彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第２号

１　調達内容

(1)　品目分類番号 14

(2)　購入等件名及び数量

総合医療情報システム　　一式

(3)　調達方法　借入

(4)　導入予定時期

令和８年10月以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　山形大学医学部附属病院における診療業務等を総合的に支援し、良質な医療、病院の効率的な運営、医学教育、地域連携の進展に寄与するものであること。

B　電子カルテシステム、オーダエントリーシステム、医事会計システム、物流管理システム、看護支援システム、画像管理システム、ドキュメント管理システム、各部門システム（検査、放射線、手術、ＩＣＵ／ＨＣＵ、薬剤、病理、光学診療、リハビリテーション、人間ドック等）、地域連携システムから構成されること。

C　電子カルテ機能及び診療にかかわるオーダリング機能を用いた、クリニカルパスとしての運用が可能であること。加えて、インシデント記録・蓄積・解析機能を備えること。

D　医事会計システムは、電子レセプト生成及び経営分析に必要となるオーダ情報の全ての項目を取り込んで蓄積し、入力の自動化に対応すること。

E　蓄積された情報から臨床研究・教育、経営分析等の二次利用を図るためのデータベースへの情報連携機能を有すること。

F　スマートフォン等モバイルデバイスから、診療情報・画像の閲覧、診療記録の記載、多職種連携の情報共有を行うための機能を有すること。

G　要求システムの各端末は、マルチウィンドウやＧＵＩを採用し、操作性の統一を図り、快適な作業環境を提供すること。また、無線LANなど不安定なネットワーク接続環境下でも継続的に利用できること。さらに、各端末の一元管理を実現するために統合的な機能を提供すること。

H　現在保有する総合医療情報システムのすべてのデータを速やか且つ確実に移行し、利用可能とすること。

I　国際的な標準規格および「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」に準拠した通信規約、データ形式に準拠すること。

J　要求システムは、診療情報を電磁的に保存して取り扱う医療情報システムに関連して、厚生労働省等がこれまで定めている通知、基準や指針を満たすこと。

K　山形県内の地域連携システム「べにばなネット」、「ちょうかいネット」、「OKI-net」とデータ通信を行い連携すること。また、ネットワークの広域化を実現するために必要となる情報を提供すること。

L　自然災害等に備え、データの遠隔地での保存やそこからのリストアが可能であること、並びに災害時に診療情報の利活用ができること。

M　ランサムウェア等、サイバー攻撃による被害を未然に防ぐ、および被害を最小限にとどめるためのセキュリティ機構やバックアップ装置を設けること。また、脅威への対応訓練、バックアップからの復元試験を行い手順を明確にすること。

N　要求システムは、現行システムで実現されている機能を網羅し、十分な拡張性を持たせること。

O　現行システムと接続され運用されている部門システムおよび医療機器と接続すること。

P　別途整備されている病院情報ネットワークシステムに接続し、性能・機能を最適に発揮できること。